

ひとり親ホームヘルプサービスは  
新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の際にも  
利用できます

(以下の内容をよくご確認ください)

要事前電話相談

- 派遣内容
    - ・市内在住で20歳未満の子がいるひとり親家庭に対し、保護者のワクチン接種当日及び翌日に、ご自宅にいる子の見守りや生活援助（※）を行います（自宅外での利用不可）。
    - ・2～4時間／日程度の派遣です。
    - ・当日は利用開始前に、支援内容の確認等をいたします。20分程度かかります。
- ※生活援助：食事の世話、住居の掃除及び整理整頓、被服の洗濯および補修、育児など。買い物はしませんので事前に食材や衛生用品等をご準備ください。また庭の草取りや家屋の補修等日常的ではないことや、医療、看護等の専門知識が必要なことは行いません。

- 利用料金  
所得に応じて自己負担料金が変わります。

所得基準額	円／時間（円）
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0
児童扶養手当受給水準世帯	150
上記以外の世帯	300



- お申込み
  - ・必ず申請前に下記問合せ先へ電話相談し、手続きの案内を受けてください。その後、添付書類と併せて申請書をご提出ください。
  - ・裏面の注意事項をよくご確認ください。
  - ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種時以外の利用については、別途改めて事前相談、申請をしていただきます。

申請書はこちらから  
ダウンロードできます。



<問合せ先>

小金井市こども家庭部子育て支援課 子育て支援係  
電話：042-387-9836

## 注意事項

- 次の項目に当てはまる場合は、ご利用をお控えください。
  - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、だるさ、息苦しさ等）
  - 同居家族に発熱している者（目安として37.5℃以上。）がいる場合（新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を除きます）
  - 同居の家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- サービス利用後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合や疑いが生じた場合は、直ちに下記問合せ先までご連絡ください。
- 派遣事業所との調整等によっては派遣できない場合がございます。
- 派遣日時の変更・取り消しについて  
土日祝日を除く利用予定日の前日16時までに裏面の問合せ先までお電話ください。（派遣当日感染性疾患が判明した、急遽入院となった、といったやむを得ない事由を除く）前日16時以降の派遣日時の変更及び取り消しをする場合には当該日の派遣費用を請求します。（1時間あたり2,500円～3,000円程度）

<問合せ先>

小金井市こども家庭部子育て支援課 子育て支援係  
電話：042-387-9836

令和3年9月現在